

子発 1225 第 2 号  
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の  
一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が本日公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた通知により定められた様式についても、国民や事業者等の押印等を不要とする等、所要の改正を行いました。

改正の内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないようお願いいたします。

また、当局所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に、貴団体が独自に定められている様式等の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合においては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知)及び本通知を参考として、押印等の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第 1 様式の改正

(1) 次に掲げる通知の様式中、「印」を削る。

- ① 結核にかかっている児童に対する療育の給付について(昭和 36 年 8 月 9 日付け児発第 826 号) 様式例第 1 号及び様式例第 3 号
- ② 未熟児養育事業の実施について(昭和 62 年 7 月 31 日付け児発第 668 号) 別添「養育医療意見書」及び「移送承認申請書」
- ③ 母体保護法施行規則の一部を改正する省令の施行及びフレキシブル申請等の取扱い等について(平成 11 年 3 月 31 日付け児発第 284 号) 別添様式 1 及び別添様式 2
- ④ 老朽民間児童福祉施設等の整備について(平成 20 年 6 月 12 日付け雇児発第 0612001 号) 様式第 2 号
- ⑤ 指定保育士養成施設の各年度における業務報告について(平成 22 年 7 月 22 日付け

雇児発 0722 第 6 号) 別紙

- ⑥ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について(平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 4 号) 様式例 2
- ⑦ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 項に規定する講習の実施について(平成 28 年 11 月 8 日付け雇児発 1108 第 3 号) 別紙様式 1
- ⑧ 養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について(平成 30 年 7 月 26 日付け子発 0726 第 3 号) 別紙様式 1 及び別紙様式 3
- ⑨ 養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関における自己評価及び第三者評価の実施について(平成 31 年 3 月 29 日付け子発 0329 第 19 号) 様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 5 号

(2) 次に掲げる通知の様式中、「㊟」を削る。

- ① 児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における入所児童(者)処遇特別加算費について(平成 2 年 6 月 7 日付け児発第 475 号の 6) 別紙様式 1
- ② 養育費の取扱いについて(平成 14 年 7 月 26 日付け雇児発第 0726003 号) 別添
- ③ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について(平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 3 号) 教別紙参考様式 1、教別紙参考様式 3、教別紙参考様式 4、高別紙参考様式 1 及び高別紙参考様式 2
- ④ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について(平成 27 年 4 月 10 日付け雇児発 0410 第 5 号) 別紙参考様式 1 及び別紙参考様式 3
- ⑤ 保育人材確保事業の実施について(平成 29 年 4 月 17 日付け雇児発 0417 第 2 号) 別添様式 1、別添様式 2 及び別添様式

(3) 次に掲げる通知の一部について、それぞれ次のように改正する。

- ① 結核にかかっている児童に対する療育の給付について(昭和 36 年 8 月 9 日付け児発第 826 号) 様式例第 2 を別添 1 のように改める。
- ② 児童扶養手当町村事務取扱準則の改正について(昭和 60 年 8 月 21 日付け児発第 706 号)
  - ・別冊第 2 の 4 の (3) 中、イを削り、ロをイとし、ハをロとする。
  - ・別冊第 3 の 3 の (2) 中、イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとする。
  - ・別冊第 4 の 5 の (2) 中、イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとする。
  - ・別冊第 8 の 1 中、(9) を削り、(10) を(9)とし、(11) 及び(12)を 1 つずつ繰り上げる。
  - ・様式第 2 号を別添 2 のように改める。
- ③ 未熟児養育事業の実施について(昭和 62 年 7 月 31 日付け児発第 668 号)
  - ・別添「低体重児出生届」を別添 3 のように改める。
  - ・別添「養育医療給付申請書」を別添 4 のように改める。
- ④ 児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における単身赴任手当加算費について(平成 2 年 4 月 11 日付け児発第 320 号の 7)

- ・別紙様式 1 を別添 5 のように改める。
- ⑤ 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（平成 17 年 8 月 23 日付け雇児発第 0823001 号）
  - ・別添 19 を別添 6 のように改める。
- ⑥ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 4 号）
  - ・別紙第 7 の 1 の③中「、あるいは、策定されたプログラムに本人の署名・捺印がなされている」を削る。
- ⑦ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（平成 29 年 11 月 27 日付け子発 1127 第 4 号）
  - ・第 2 のⅡの 1 の（4）の⑥の b）中、「記名押印又は署名のある」を「氏名を記載した」に改める。
- ⑧ 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（通知）（平成 31 年 4 月 24 日付け子発 0424 第 1 号）
  - ・第 4 の二の 1 の（2）の③中、「署名又は記名押印をする」を「氏名を記載する」に改める。

## 第 2 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。